

VII 肢体不自由のある児童生徒の指導

1 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

肢体不自由のある児童生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・姿勢の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、いすへの腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、筆記、食事、衣服の着脱、身だしなみ、排せつなど、日常生活や学習上における運動・姿勢の全部又は一部に困難がある。これらの運動・姿勢には、起立・歩行のように主に下肢や平衡反応を中心とした姿勢変換あるいは移動にかかるもの、学習時や作業時における座位保持のように体幹を中心とした姿勢保持にかかるもの、筆記・食事のように、主に上肢や目と手の協応動作にかかるもの、物の持ち運び・衣服の着脱・排せつのように身体全体にかかるものがある。

前述したような運動・姿勢の困難は、姿勢保持の工夫と運動・姿勢の補助的手段の活用によって軽減されることが少なくない。例えば、姿勢保持に関しては、座位姿勢の安定のためのいす、作業能力向上のための机が挙げられる。いすに関しては、下肢を安定させるためのフットサポート、頸の座りが不安定である場合にはヘッドサポートがある。移動のための補助具としては、車いす、歩行器、つえ、短下肢装具、靴型装具又は足底装具などがある。施設設備に関しては、廊下や階段に取り付けた手すり、スロープ、階段昇降機、エレベーターの設置も視野に入れておく必要がある。

また、学校や家庭で使用する筆記用具やスプーンを、操作しやすいように握る部分を太くしたり、ベルトを取り付けたり、ノートや食器を机上に固定する器具などがある。食事・衣服着脱・排せつ等の日常生活動作の補助手段としては、着脱しやすいようにデザインされたボタンやファスナーを用いて扱いやすくした衣服、トイレについては利用しやすい空間を整えた洋式トイレがある。さらに、近年は電子機器を活用した支援技術（AT：Assistive Technology）が積極的に活用され、移動、コミュニケーション、生活動作等が著しく改善される例も見られる。

肢体不自由のある児童生徒の運動・姿勢の困難の状態は、一人一人異なっているので、その評価に当たっては、学習上又は生活上においてどのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった点から、具体的に把握していくことが必要である。

これまで述べてきた運動・姿勢に関する支援に加えて、肢体不自由のある児童生徒の心理的側面への支援が必要である。自分でできること、支援によってできること、できないことへの認識を育て、障害の受容につなげていき、そして自立と社会参加へ向けての支援につなげていくことが重要である。

2 肢体不自由のある児童生徒の指導

肢体不自由のある児童生徒の学びの場には、小・中学校等の通常の学級、通級による指導（肢体不自由）、肢体不自由特別支援学級、特別支援学校（肢体不自由）がある。また、教科等の学習が通常の学級でほぼ支障なく行うことができる軽度の肢体不自由の児童生徒については、通常の学級で配慮しながら指導する。

<対象> 通級による指導（肢体不自由）・・・肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

肢体不自由特別支援学級・・・補装具によても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度な困難がある程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

（1）肢体不自由特別支援学級における指導目標

各教科、特別の教科道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間並びに特別活動の指導のほかに自立活動の指導も行う。個々の実態に応じた目標のほか、肢体不自由によって生じる様々な

不自由や運動・姿勢の制約による心理的な問題への対応も考慮して目標を設定する。観点としては次のようなものが考えられる。

- ① 自らの運動・姿勢の状態やそれを改善する方法について理解を促す。
- ② 肢体不自由によって生じる様々な困難を改善・克服しようとするたくましい心の育成を図る。
- ③ より豊かな自立した日常生活を送るために必要な基本的習慣や学習能力の向上を図る。
- ④ 通級による指導においては、個々の障害の状態に応じた「自立活動」の内容を参考とし、指導を行う。また、特に必要がある場合は、障害に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。ここでは、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する。

(2) 通常の学級における指導目標及び配慮事項

通常の学級においては、小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本である。肢体不自由がある児童生徒が各教科等を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。その際、一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫していく事が重要となる。

書く時間の延長、書く量の調整、支援機器の使用、施設・設備の改修、移動や日常生活動作の支援のための特別支援教育支援員等の配置など、教育における合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級での一斉の学習活動に参加でき、授業内容が分かり学習活動に参加できることが通常の学級での学びには必要である。その際、学校や学級担任、周囲の障害のない児童生徒との理解と関わりが大きく影響するという点も踏まえる必要がある。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成(特別支援学級)

① 小学校・中学校の当該学年の各教科で編成した教育課程

肢体不自由単一の障害のある児童生徒や肢体不自由と病弱の重複障害の児童生徒などを対象とし、小中学校の当該学年の各教科等の目標、内容及び自立活動によって編成する。ただし、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないうちにできる（小・中学校学習指導要領第1章第8節1(1)）。

例えば肢体不自由のある児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合は、この内容を取り扱わなくてよいという趣旨である。しかし、安全に留意した上で本人の可能な運動・動作を取り上げながら指導内容を工夫したり、実技がない場合でも、器械運動のポイントを見聞きしながら理解して説明できるようになるなどの工夫をしたりすることが考えられるので、安易に取り扱わないうちに判断を行うことは避けて、指導を計画することが大切である。

② 小学校・中学校の下学年の各教科で編成した教育課程

障害の状態により特に必要のある場合、小・中学部学習指導要領(第1章第8節1(1)(2)(3)(4)(5)(6))に示されている教育課程の重複障害者等に関する教育課程の取扱いに基づき、各教科及び外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないうちにしたり、当該学年より下の学年の目標・内容により編成したりする。これに加えて、自立活動等の内容によって構成される。

例えば、小学5年生の児童の場合は、小学4年生以下の学年を指す。また、中学の「数学」に対する小学「算数」を指す。この場合、教科の名称を変えることはできないことに留意する。

③ 特別支援学校(知的障害)の各教科に代替して編成した教育課程

知的障害を併せ有する児童生徒が在籍している場合に、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができる。例えば、肢体不自由に加えて知的障害も併せ有する児童生徒を対象に、特別支援学校(知的障害)の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって編成されるもので、小・中学部学習指導要領の第1章第8節3に基づくものである。これに自立活動の内容を学ぶ。この場合も教科の名称を変えることはできないことに留意する必要がある。

④ 自立活動を主として編成した教育課程

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合の規定である。（小・中学部学習指導要領第1章第8節4）重複障害者については、一人一人の障害の状態が多様であり、発達の諸侧面にも不均衡が大きいことから、特に心身の調和的発達の基盤を培うことを指導のねらいとする必要がある。こうしたねらいに即した指導は主として自立活動において行われる。

自立活動を主として指導する教育課程では、各教科、特別の教科道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に代えて、自立活動を主として指導を行うほか、各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に代えて自立活動を主として指導を行うことができる。児童生徒の調和的な発達を目指した指導を行うためには自立活動のみで児童生徒の学習を全て網羅できるものではないため、他の教科や領域で取り扱う内容を含めて授業展開することが重要である。なお、特別の教科道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

（2）教育課程編成における週時程表の具体例

肢体不自由特別支援学級は、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度」の児童生徒を対象にしていることから、児童生徒の実態により原則上記（1）～①～②の教育課程が編成される。各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動によって編成されている。

例えば脳性まひを基礎疾患とする児童生徒においては、身体の動き以外にも、視知覚や認知面で様々な困難を有することもあるので、漢字の形を間違えたり、数直線を読み違えたり、地図から目的の場所を探し出すことができなかつたりする。したがって、あらかじめ肢体不自由のある児童生徒の特性などを把握し、学習場面で見られる困難の背景にある要因をおさえておくことがとても大切である。

このようなことから、教育課程の編成に当たっては学習指導要領に示されている重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用するなど、多様な教育課程の編成が必要となる。

なお、小・中学校の各教科等の目標や内容をそのまま適応することが適切でない場合は、学校教育法施行規則第138条の規定による「特別の教育課程」を編成して教育を行うことができる。

その場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にする。例えば、上記（1）～③の教育課程の各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えるなど、児童生徒の知的発達や学校生活、社会生活への適応状況及び生活経験等を踏まえ、適切な指導内容を選択、組織することが大切である。

①・②の週時程表 小学1年生						③の週時程表 小学1年生					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	自立活動	図工	自立活動	自立活動	体育	1	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
2	算数	図工	国語	算数	生活	2	算数	図工	音楽	算数	国語
3	国語	体育	算数	音楽	算数	3	国語	図工	算数	生活単元学習	生活単元学習
4	生活	国語	音楽	生活	国語	4	体育	国語	体育	生活単元学習	生活単元学習
5	学活	算数	国語	国語	道徳	5	音楽	算数	国語	学活	道徳

この週時程表は一例であり、実際の作成に際しては、対象児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を明確にしたうえで作成すること。

4 合理的配慮の観点例

肢体不自由のある当該の児童生徒に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援の内容を提供したりすることで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようになる必要がある。よって、次の点から教育における合理的配慮を含む支援の内容を検討する必要がある。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように配慮する（片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等）。

①-1-2 学習内容の変更・調整

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う（書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等）。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

書字や計算が困難な児童生徒に対して上肢の機能に応じた教材や機器を提供する（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にコンピュータを使用、会話が困難な児童生徒にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用等）。

①-2-2 学習機会や体験の確保

経験の不足から理解しにくうことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段を講じる（新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の児童生徒が栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る等）。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた配慮を行う（体育の時間における膝や肘のサポートの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時の疲労に対する姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等）。

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

体育担当教員、養護教諭、栄養教員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容や方法を検討する。必要に応じて、主治医、理学療法士（P.T.）、作業療法士（O.T.）、言語聴覚士（S.T.）等の指導助言を活用する。医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、自立活動の指導に関する専門的な知識や技能を有する教員から助言を得て指導・支援に生かす。

②-2 児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する（車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応緒方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）。

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。（段差の解消、スロープ、手すり、引戸、自動ドア、エレベーター、バリアフリートイレの設置等）。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する（上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害

物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等)。

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する(車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器等)。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

① 指導内容

肢体不自由のある児童生徒の特性及び心身の発達の段階等から、下記のような点に考慮して指導内容・方法を検討する必要がある(小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3より)。

ア 「思考力、判断力、表現力等」の育成

体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努める。

イ 指導内容の設定等

児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導する。

ウ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じての指導方法を工夫する。

エ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体の動きや意志の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

オ 自立活動の時間における指導

身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように、自立活動の時間における指導をすることが必要である。また、各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるよう配慮をする必要がある。

② 指導形態

指導に当たっては、一人一人の児童生徒の障害の状態を的確に把握するとともに、肢体不自由の状態に応じた指導を行うため、個別指導やグループ指導などの授業形態の工夫や、肢体不自由の状態に応じた教材・教具の開発、工夫等の配慮が必要である。児童生徒によっては、医療機関等で運動機能の改善をめざした訓練を受けている場合もあるため、保護者や関係機関との連携を密接に図ることが必要となる。

肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級の児童生徒との間の交流及び共同学習については、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。充実した交流及び共同学習に継続して取り組んでいくためには、特別支援学級の児童生徒のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、教育課程に位置付け、年間を通じて計画的に取組を進めていく事が求められる。

(2) 具体的な取組

肢体不自由のある児童生徒は、周囲が気付きやすい動作面での困難に対する支援が中心となりがちであるが、姿勢保持や上肢操作の困難に加え、視覚情報に対する「見えにくさ」や「情報処理の難しさ」といった認知面の困難を併せ有する児童生徒もいる。個々の児童生徒のニーズに合った指導の工夫を図る必要がある。

上肢操作の困難、その他の困難への指導の工夫

障 害	学習場面での影響	指導の工夫及び配慮
上肢の障害	書字の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り止めマットや文鎮の使用（教材・ノートの固定） ・パソコンやトーキングエイド等代替機器の活用
	手指を使った作業の困難 <ul style="list-style-type: none"> ・道具の使用 ・楽器の演奏 ・パソコンの操作 ・球技、器械運動 ・実験器具の操作 ・制作活動 ・見学や調べ学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・不随意的な動きに対応した作業スペースの確保 ・作業、活動の位置の工夫 ・児童生徒に適した素材や題材の利用 ・作業方法の工夫や手順の単純化 ・道具の改良、補助具の使用 ・児童生徒の実態に適した内容の精選 ・個別のルールや課題の設定 ・表現手段、方法の工夫
	時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> ・授業計画段階での目標の重点化、作業時間の確保 ・直接「書く」ことが重要でない場面においては言語などでの表出による教員の代筆、またはパソコンの使用
体幹保持困難	疲れやすく集中できない 注視や追視が困難 活動がしにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に適した授業時間の配分の工夫 ・姿勢保持の訓練やいす・机など身体に合ったものの使用 ・学習環境の改善（自立活動・OT/PTとの連携）
経験不足	興味や関心の幅が狭い 時間に対する意識が希薄 受け身であることが多い 自信がない	<ul style="list-style-type: none"> ・経験不足を補うような具体物操作や経験の機会を多く設定 ・具体的、直接的な活動を導入した授業計画の立案 ・段階を踏まえた、繰り返し学習可能な計画の立案 ・模型などの具体的なモデルの提示

<引用・参考文献>

- 1) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（幼稚部・小学部・中学部）（文部科学省）平成30年3月
- 2) 肢体不自由のある子どもの教科指導Q&A～「見えにくさ・とらえにくさ」をふまえた確かな実践～（筑波大学桐が丘特別支援学校）ジアース教育新社 令和元年
- 3) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省）令和3年6月
- 4) 肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック 日々の指導に生かす肢体不自由教育の基礎・基本改訂版（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）令和4年3月
- 5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ